

議案第16号

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

逗子市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。）までにある者をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の公布に伴い、小児医療費助成の対象となる児童の用語の定義等について改正する要あるため提案する。